文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会 2017.7.10

提言

東京大学教授 西村幸夫

「地域における文化財の一体的な保存と活用の方策」について以下のように提言いたします。なお、本提言は主として不動産たる文化財の保存・活用を中心に述べていることをあらかじめお断りしておきます。

- 1 地域における多様な文化財を一体的に保存・活用するための基本計画を立てることを 文化財保護法の中に位置づけるべきである
 - ・ たとえば、都市緑地法における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画や景 観法における景観計画のように、基本計画の中で定めるべきものを明示して、本 基本計画が他の分野の基本計画と齟齬をきたさないよう定めることが考えられる
 - ・ 現行の歴史文化基本構想は、この(仮称)歴史文化基本計画へと拡大・改組することが考えられる
 - ・ 現行の指定文化財の保護の仕組みは文化財のジャンルごとに異なっており、地域を一体と考えてその保存・活用を考える組織的な対応が弱いので、この点を担うべく、組織的にも考慮する必要がある
- 2 地域において文化財の活用を担うに足る組織を文化財保護法の中に位置づけ、活用を 支援すべきである
 - ・ たとえば、景観法の景観形成団体や歴史まちづくり法における歴史的風致維持向 上支援法人、都市緑地法における緑地管理機構のように、一定の要件を満たす団 体・法人を指定・認定して、地方公共団体と連携して文化財の活用を推進する方 法が考えられる
 - ・ その際、活用の公共性を担保するために(仮称)歴史文化基本計画への適合を要件とすることが考えられる
- 3 指定文化財の周辺に緩衝地帯となるべき地区を文化財保護法の中で位置づけ、指定文 化財単体のみならず、その周辺も一体となって文化財的価値のある地域と見なし、も って地域における文化財を一体的に保存・活用すべきである
 - ・ 上記の(仮称)歴史文化基本計画のなかに緩衝地帯を明記し、地区を画定することが考えられる

- ・ また、現在京都市で検討されている世界遺産のバッファーゾーンにおける現状変 更行為に届け出や規制をかける条例案などに法的な根拠を与えることが考えられ る
- ・ 緩衝地帯における行為規制を文化庁単独の観点で行うことは困難であると考えられるので、たとえば景観計画上の位置づけを同時に与え、建設行政と並行して進めることなどが考えられる
- 4 文化財の保存・活用にあたる人材が幅広く活躍できる仕組みを導入すべきである
 - ・ たとえば、地方公共団体において文化財の保存・活用にあたるセクションを市長 部局へ移管することにより、まちづくりや観光との連携を密にすることが考えら れる
 - ・ たとえば、地方公共団体で活躍している有用な人材を国や県の文化財行政に登用 するようなキャリアパスを制度的に設けておくこと、文化財の幅が広がることか ら、文化財建造物の保存修理に携わる主任技術者の育成を積極的に進めることな どが考えられる
 - ・ また、文化財保護法で認定・指定する(仮称)文化財保存活用機構を各種事業や 計画立案、管理委託等に優先的に登用することも考えられる
 - ・ 将来的には、文化庁内で人事が完結し、国と地方、さらには(仮称)文化財保存 活用機構等と連携し、あらたに文化行政の専門家を育成する仕組みを確立すべき である
 - ・ そのためにも、たとえば文化省などといった歴史文化の保存・活用を担う自律した行政組織が設けられるべきである
- 5 災害時の復興にあたってすそ野が広い地域的な文化財が保存・活用され、無用に公費 による解体などがすすまないようにするためにも、地域における文化財の一体的な保 存と活用の方策が活用されるべきである
 - ・ 東日本大震災や熊本地震での経験をもとに、すそ野が広い地域文化財をあらかじめ特定しておくことが、被災後の復興において有効であることから、たとえば、上記の(仮称)歴史文化基本計画において幅広く文化財を特定しておくことが考えられる
 - ・ その意味でも、防災と文化財行政とは無縁ではないことに留意して、(仮称) 歴史 文化基本計画を立てるべきである
- 6 以上の提言を実現するためには、今回の1次とりまとめでは検討の時間的余裕がない ため、2次以降のさらなるとりまとめを継続すべきである